

資料 2 - 1	H21.3. 27
障害福祉サービス等に係る 事業者説明会	
千葉県障害者自立支援課	

障害福祉サービス事業者等に係る「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」等の提出について

1 平成 21 年度障害福祉サービス報酬改定に伴う体制届出について

- (1) 平成 21 年度障害福祉サービス報酬改定に伴い、「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」等の提出が必要になります。
千葉市内に事業所が所在する事業者におかれましては、別添 1「算定する場合にあらかじめ届出を要する加算等の種類一覧」、別添 2「算定する場合にあらかじめ届出を要する加算等の種類一覧（新設・要件変更）」、別添 3「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出提出書類一覧（平成 21 年 4 月以降）」等を確認いただき、**加算等の要件に該当しない場合であっても、原則として全ての事業所について平成 21 年 4 月 3 日（金）までに、「5 各種届出の提出先」まで提出**してください。
 なお、提出されなかった場合は、加算等が付かない単価となる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。（平成 21 年 4 月サービス提供分は加算等が適用されず、平成 21 年 5 月以降の変更となります。）
- (2) 別添 2「算定する場合にあらかじめ届出を要する加算等の種類一覧（新設・要件変更）」中、「(2) サービス費の区分」についての留意事項は下記のとおりです。

番号	対象事業者	サービス費の区分（基本報酬）に係る留意事項
1	市内の児童デイサービス事業者	・前年（平成 20 年）10 月 1 月間の小学校就学前の利用者の割合によって、児童デイサービス費（Ⅰ）（Ⅱ）に分かれるため、届出を要する。 ・サービス管理責任者配置の有無によって、人員欠如減算を適用するか異なるため、届出を要する。
2	市内の短期入所事業者	医療型（特定）短期入所サービス費（Ⅰ）と医療型（特定）短期入所サービス費（Ⅱ）（Ⅲ）で施設基準が異なるため、届出を要する。
3	市内の共同生活介護事業者	世話人の配置に応じた報酬となるため、届出を要する。 ・共同生活介護サービス費（Ⅰ） 利用者：世話人＝4：1 ・共同生活介護サービス費（Ⅱ） 利用者：世話人＝5：1 ・共同生活介護サービス費（Ⅲ） 利用者：世話人＝6：1
4	市内の共同生活援助事業者	世話人の配置に応じた報酬となるため、届出を要する。 ・共同生活援助サービス費（Ⅰ） 利用者：世話人＝4：1 ・共同生活援助サービス費（Ⅱ） 利用者：世話人＝5：1 ・共同生活援助サービス費（Ⅲ） 利用者：世話人＝6：1 ・共同生活援助サービス費（Ⅳ） 利用者：世話人＝10：1
5	市内の就労継続支援 A 型・就労継続支援 B 型事業者	職業指導員及び生活支援員の配置に応じた報酬となるため、届出を要する。 ・就労継続支援サービス費（Ⅰ） 利用者：従業者＝7.5：1 ・就労継続支援サービス費（Ⅱ） 利用者：従業者＝10：1

2 各種加算算定に係る変更の手続きについて

- (1) 各種加算算定に変更があった場合は、「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」等の再提出が必要です。
- (2) 加算等（算定される単位数が増えるものに限る。）については、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始することになります。
 一方、加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかに届出を行うとともに、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定ができません。
 なお、平成21年度障害福祉サービス報酬改定に伴う新設加算等の変更等の取扱いについては、上記と異なる場合がありますので、再度告示、留意事項通知等を確認してください。
- (3) 都度提出する必要がある等、特に注意を要する事項は下記のとおりです。

番号	項 目	対象事業者	適用開始日	提出期限	提出書類
1	共同生活介護における1人の夜間支援従事者が支援を行う利用者数の変更（入退居等による）	市内の共同生活介護事業者	変更が生じた日が当該月の1日：当該月 変更が生じた日が当該月の2日以降：翌月1日	速やかに届出	別添3参照
2	共同生活介護における1人の夜間支援従事者が支援を行う利用者の障害程度区分の変更（利用者数の変更無し）	市内の共同生活介護事業者	変更が生じた日	速やかに届出	
3	日中活動サービス等に係る利用日数の特例の適用 ＜任意＞	市内の生活介護事業者、自立訓練（機能訓練）事業者、自立訓練（生活訓練）事業者（宿泊型自立訓練を除く）、就労移行支援事業者、就労継続支援A型事業者、就労継続支援B型事業者、旧法指定施設（通所）	任意	任意 （対象期間の前月末日）	
4	サービス管理責任者に係る「サービス管理責任者研修（5分野有り）」及び「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」受講	既にサービス管理責任者を配置している事業者のうち、研修修了証を提出していない事業者	—	研修修了後速やかに提出（平成24年3月31日）	別添4参照

3 変更の届出、事業を廃止・休止・再開する場合の手続きについて

標記届出については、下記のとおり提出期限がありますので、法令遵守の徹底をお願いします。

番号	項 目	対象事業者	提出期限	提出書類
1	法第46条第1項及び第2項の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者及び指定障害者支援施設の名称等の変更の届出等	市内の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者及び指定障害者支援施設	10日以内	別添4参照 （CH・GH事業者は別添5も参照）
2	千葉県基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する要綱第5条第1項及び第2項の基準該当障害福祉サービス事業者の名称等の変更の届出等	市長の登録を受けた基準該当障害福祉サービス事業者	10日以内	別添4参照
3	千葉県登録地域生活支援給付サービス事業者の登録等に関する要綱第9条第1項及び第2項の登録地域生活支援給付サービス事業者の名称等の変更の届出等	市長の登録を受けた登録地域生活支援給付サービス事業者	10日以内	別添6参照
4	法第79条第3項及び第4項の障害福祉サービス事業等に関する変更の届出等	市内に事業所が所在し、下記の事業を行う者 1 障害福祉サービス事業 2 相談支援事業 3 移動支援事業 4 地域活動支援センターを経営する事業 5 福祉ホームを経営する事業	変更：1月以内 廃止・休止：事前	別添4・別添6参照 （CH・GH事業者は別添5も参照）

4 各種届出様式

各種届出様式については、下記ホームページに掲載していますので、御確認ください。

- (1) 指定障害福祉サービス事業者・指定障害者支援施設・指定相談支援事業者 指定関連情報
http://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/jiritsu/js_jigyousyashitei.html

- (2) 千葉市登録地域生活支援給付サービス事業者 登録関連情報
http://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/jiritsu/js_tisesinki.html

5 各種届出の提出先

下記あて郵送又は持参してください。

- (1) 「居宅介護・重度訪問介護・行動援護・療養介護・児童デイサービス・重度障害者等包括支援・共同生活介護・共同生活援助・指定相談支援・移動支援・訪問入浴サービス・日中一時支援（日中預かり型）・日中一時支援（放課後対策型）・生活サポート」に関するもの

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課 自立推進係 TEL: 043-245-5228

- (2) 「生活介護・短期入所・施設入所支援・自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援・旧法施設支援」に関するもの

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市保健福祉局高齢障害部障害企画課 施設班 TEL: 043-245-5174

【算定する場合にあらかじめ届出を要する加算等の種類一覧】

別添1

No	加算等の種類 事業名等	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)	(32)	(33)	(34)		
		特定事業 所加算	サービス 費の区分	福祉専門 職員配置 等加算	人員配置 体制加算	視覚・聴 覚言語障 害者支援 体制加算	リハビリ テーション 加算	食事提供 体制加算	指導員加 配加算	栄養士配 置加算	夜間支援 体制加算	重度障害 者支援加 算	自立生活 支援加算	地域生活 移行個別 支援特別 加算	夜勤職員 配置体制 加算	夜間看護 体制加算	栄養マネ ジメント加 算	視覚障害 者居宅訪 問体制	短期滞在 加算	地域移行 支援体制 強化加算	通勤者生 活支援加 算	精神障害 者退院支 援施設加 算	就労移行 支援体制 加算	就労支援 関係研修 修了加算	重度者支 援体制加 算	目標工賃 達成加算	目標工賃 達成指導 員配置加 算	夜間防災 体制加算	常勤医師 加算	重度重複 障害者加 算	神経内科 医加算	看護師加 算	強度行動 障害者特 別支援加 算	自活訓練 加算	栄養管理 体制加算		
1	居宅介護	○																																			
2	重度訪問介護	○																																			
3	行動援護	○																																			
4	療養介護		○	○																																	
5	生活介護			○	○	○	○	○																													
6	児童デイサービス		○	○					○																												
7	短期入所		○ (医療型のみ)					○		○																											
8	重度障害者等包括支援																																				
9	共同生活介護		○	○							○	○	○	○																							
10	施設入所支援									○		○		○	○	○	○																				
11	自立訓練（機能訓練）			○		○	○	○									○																				
12	自立訓練（生活訓練）			○		○		○											○			○															
13	宿泊型自立訓練			○										○						○	○																
14	就労移行支援			○		○		○														○	○	○													
15	就労継続支援A型		○	○		○		○															○		○												
16	就労継続支援B型		○	○		○		○															○		○	○	○										
17	共同生活援助		○	○								○	○																	○							
18	指定相談支援	○																																			
19	旧身体障害者更生施設支援（入所）					○	○																							○	○						
20	旧身体障害者更生施設支援（通所）						○	○																							○						
21	旧身体障害者療護施設支援（入所）						○																							○	○	○	○				
22	旧身体障害者療護施設支援（通所）						○	○																							○						
23	旧身体障害者授産施設支援（入所）					○																										○					
24	旧身体障害者授産施設支援（通所）							○																								○					
25	旧知的障害者更生施設支援（入所）																															○			○	○	
26	旧知的障害者更生施設支援（通所）							○																								○				○	
27	旧知的障害者授産施設支援（入所）																															○			○		
28	旧知的障害者授産施設支援（通所）							○																								○				○	
29	旧知的障害者通勤寮支援							○																													

【算定する場合にあらかじめ届出を要する加算等の種類一覧(新設・要件変更)】

新設

要件変更

別添2

No	加算等の種類 事業名等	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)	(19)	(20)	(21)	(22)	(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)	(31)	(32)	(33)	(34)	
		特定事業 所加算	サービス 費の区分	福祉専門 職員配置 等加算	人員配置 体制加算	視覚・聴 覚言語障 害者支援 体制加算	リハビリ テーショ ン加算	食事提供 体制加算	指導員加 配加算	栄養士配 置加算	夜間支援 体制加算	重度障害 者支援加 算	自立生活 支援加算	地域生活 移行個別 支援特別 加算	夜勤職員 配置体制 加算	夜間看護 体制加算	栄養マネ ジメント加 算	視覚障害 者居宅訪 問体制	短期滞在 加算	地域移行 支援体制 強化加算	通勤者生 活支援加 算	精神障害 者退院支 援施設加 算	就労移行 支援体制 加算	就労支援 関係研修 修了加算	重度者支 援体制加 算	目標工賃 達成加算	目標工賃 達成指導 員配置加 算	夜間防災 体制加算	常勤医師 加算	重度重複 障害者加 算	神経内科 医加算	看護師加 算	強度行動 障害者特 別支援加 算	自活訓練 加算	栄養管理 体制加算	
1	居宅介護	○																																		
2	重度訪問介護	○																																		
3	行動援護	○																																		
4	療養介護		○	○																																
5	生活介護			○	○	○	○	○																												
6	児童デイサービス		○	○					○																											
7	短期入所		○ (医療型のみ)					○		○																										
8	重度障害者等包括支援																																			
9	共同生活介護		○	○							○	○	○	○																						
10	施設入所支援									○		○		○	○	○	○																			
11	自立訓練(機能訓練)			○		○	○	○										○																		
12	自立訓練(生活訓練)			○		○		○											○			○														
13	宿泊型自立訓練			○										○						○	○															
14	就労移行支援			○		○		○														○	○	○												
15	就労継続支援A型		○	○		○		○															○		○											
16	就労継続支援B型		○	○		○		○															○		○	○	○									
17	共同生活援助		○	○									○	○															○							
18	指定相談支援	○																																		
19	旧身体障害者更生施設支援(入所)					○	○																							○	○					
20	旧身体障害者更生施設支援(通所)						○	○																							○					
21	旧身体障害者療護施設支援(入所)						○																							○	○	○	○			
22	旧身体障害者療護施設支援(通所)						○	○																							○					
23	旧身体障害者授産施設支援(入所)					○																									○					
24	旧身体障害者授産施設支援(通所)							○																							○					
25	旧知的障害者更生施設支援(入所)																														○			○	○	
26	旧知的障害者更生施設支援(通所)							○																							○					○
27	旧知的障害者授産施設支援(入所)																														○				○	
28	旧知的障害者授産施設支援(通所)							○																							○					○
29	旧知的障害者通動寮支援							○																												

【介護給付費等算定に係る体制等に関する届出提出書類一覧（平成２１年４月以降）】

〔凡例〕　○：必須　　△：条件に該当する場合のみ

別添3

No	提出書類 （様式番号） 事業名等	介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書	介護給付費等の算定に係る状況一覧表	従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	特定事業所加算に関する届出書（居宅介護事業所）	特定事業所加算に関する届出書（重度訪問介護事業所）	特定事業所加算に関する届出書（行動援護事業所）	特定事業所加算に関する届出書（指定相談支援事業所）	児童デイサービスに係る介護給付費の適用単価についての利用実績集計票	児童デイサービスに係る介護給付費の適用単価について	医療型短期入所に関する届出書	福祉専門職員配置等加算に関する届出書	人員配置体制加算に関する届出書	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算に関する届出書	リハビリテーション加算に関する届出書	食事提供体制加算に関する届出書	栄養士配置加算及び栄養マネジメント加算に関する届出書	栄養士実務経歴証明書	共同生活介護及び共同生活援助に係る体制	夜間支援体制加算に関する届出書	重度障害者支援加算に関する届出書	自立生活支援加算に関する届出書	地域生活移行個別支援特別加算に関する届出書	夜勤職員配置体制及び夜間看護体制加算に関する届出書	視覚障害者居宅訪問体制に関する届出書	短期滞在加算及び精神障害者退院支援施設加算に関する届出書	地域移行支援体制強化加算及び生活支援加算に関する届出書	就労移行支援体制加算に関する届出書	就労支援関係研修に係る実務経歴及び研修証明書	重度者支援体制加算に関する届出書	重度者支援体制加算に係る利用実績算出票	目標工賃達成加算に関する届出書	目標工賃達成指導員配置加算に関する届出書
		様式第5号	別紙1	別紙2	別紙3	別紙4	別紙5	別紙6	別紙7-1	別紙7-2	別紙8	別紙9	別紙10	別紙11	別紙12	別紙13	別紙14	別紙15	別紙16	別紙17	別紙18	別紙19	別紙20	別紙21	別紙22	別紙23	別紙24	別紙25	別紙26	別紙27-1	別紙27-2	別紙28	別紙29
1	居宅介護	○	○		△																												
2	重度訪問介護	○	○			△																											
3	行動援護	○	○				△																										
4	療養介護	○	○	△ （注２）								△									△												
5	生活介護	○	○	△ （注２）								△	△	△	△	△																	
6	児童デイサービス	○	○	△ （注２）					○	○		△																					
7	短期入所	○	○	△ （注２）							△					△	△																
8	重度障害者等包括支援																																
9	共同生活介護	○	○	△ （注２）								△							○	△	△	△	△										
10	施設入所支援	○	○	△ （注２）													△	△			△		△	△									
11	自立訓練（機能訓練）	○	○	△ （注２）								△		△	△	△									△								
12	自立訓練（生活訓練）	○	○	△ （注２）								△		△		△										△							
13	宿泊型自立訓練	○	○	△ （注２）								△											△			△							
14	就労移行支援	○	○	△ （注２）								△		△		△										△		△	△				
15	就労継続支援Ａ型	○	○	△ （注２）								△		△		△													△		△	△	
16	就労継続支援Ｂ型	○	○	△ （注２）								△		△		△												△		△	△	△	△
17	共同生活援助	○	○	△ （注２）								△							○				△	△									
18	指定相談支援	○	○					△																									
19	旧身体障害者更生施設支援（入所）																																
20	旧身体障害者更生施設支援（通所）																																
21	旧身体障害者療護施設支援（入所）																																
22	旧身体障害者療護施設支援（通所）																																
23	旧身体障害者授産施設支援（入所）																																
24	旧身体障害者授産施設支援（通所）																																
25	旧知的障害者更生施設支援（入所）																																
26	旧知的障害者更生施設支援（通所）																																
27	旧知的障害者授産施設支援（入所）																																
28	旧知的障害者授産施設支援（通所）																																
29	旧知的障害者通働寮支援																																

（注１）上記以外の書類についても提出を求める場合がある。（注２）指定申請等と同時に本届出を行う場合で、既に同種のものを提出しているときは不要。

〔凡例〕　○：必須　　△：条件に該当する場合のみ

別添3

No	提出書類 (様式番号) 事業名等	夜間防災 体制加算 に関する 届出書	平均障害 程度区分 等の算出 シート	指定旧法 施設支援 に要する 費用の額 の算定に 係る体制 等に関する 届出書	指定旧法 施設支援 に要する 費用の額 の算定に 係る体制 等状況一 覧表	強度行動 障害者特 別支援加 算に関する 届出書	自立訓練 加算に関 する届出 書	重度重複 障害者加 算に関する 届出書	食事提供 体制加算 及び栄養 管理体制 加算に関 する届出 書	常勤医師 加算に関 する届出 書	神経内科 医加算に 関する届 出書	看護師加 算に関す る届出書	リハビリ テーション 加算に届 出する届 出書	食事の提 供及び居 住に要す る費用に 係る徴収 額届出書	利用日数 に係る特 例の適用 を受ける 日中活動 サービス 等に係る (変更) 届出書	就労継続 支援A型 利用者負 担軽減措 施(休止・ 変更)届 出書
		別紙30	参考様式	旧法 届出書	旧法 一覧表	旧法 別紙1	旧法 別紙2	旧法 別紙3	旧法 別紙4	旧法 別紙5	旧法 別紙6	旧法 別紙7	旧法 別紙8	様式1	様式1	様式1～3
1	居宅介護															
2	重度訪問介護															
3	行動援護															
4	療養介護		△													
5	生活介護														△	
6	児童デイサービス															
7	短期入所															
8	重度障害者等包括支援															
9	共同生活介護															
10	施設入所支援		△													
11	自立訓練（機能訓練）														△	
12	自立訓練（生活訓練）														△	
13	宿泊型自立訓練															
14	就労移行支援														△	
15	就労継続支援A型														△	△
16	就労継続支援B型														△	
17	共同生活援助	△														
18	指定相談支援															
19	旧身体障害者更生施設 支援（入所）			○	○			△		△			△	○		
20	旧身体障害者更生施設 支援（通所）			○	○			△	△				△		△	
21	旧身体障害者療護施設 支援（入所）			○	○			△		△	△	△	△	○		
22	旧身体障害者療護施設 支援（通所）			○	○			△	△				△		△	
23	旧身体障害者授産施設 支援（入所）			○	○			△						○		
24	旧身体障害者授産施設 支援（通所）			○	○			△	△						△	
25	旧知的障害者更生施設 支援（入所）			○	○	△	△	△						○		
26	旧知的障害者更生施設 支援（通所）			○	○			△	△						△	
27	旧知的障害者授産施設 支援（入所）			○	○		△	△						○		
28	旧知的障害者授産施設 支援（通所）			○	○			△	△						△	
29	旧知的障害者通勤寮支 援			○	○				△							

（注１）上記以外の書類についても提出を求める場合がある。（注２）指定申請等と同時に本届出を行う場合で、既に同種のことを提出しているときは不要。

【変更届提出書類一覧(指定(基準該当)障害福祉サービス事業者・指定障害者支援施設・指定相談支援事業者)】

〔凡例〕 ○:必須 △:条件に該当する場合のみ

別添4

No	提出書類 (様式番号) 変更事項	変更届出書	指定に係る記載事項	申請者 (法人)の 定款・寄 附行為等	登記事項 証明書 (登記簿 謄本)又 は条例等	運営規程	平面図	外観及び 内部の写 真	居室面積 等一覧表	設備・備 品等一覧 表	経歴書	資格証等 (写し)	実務経験 証明書	実務経験 見込証明 書	従業者等 の勤務体 制及び勤 務形態一 覧表	組織体制 図	利用者 (入所者) 又はその 家族から の苦情を 解決する ために講 ずる措置 の概要	指定障害 福祉サー ビスの主 たる対象 者を特定 する理由 等	障害者自 立支援法 第36条 第3項各 号の規定 に該当し ない旨の 誓約書	役員等名 簿	協力医療 機関との 契約の内 容(契約 書)	施設等と の連携体 制及び支 援の体制 の概要	サービス 提供時間 外及び緊 急時等に おける利 用者から の連絡対 応体制	研修受講 誓約書	土地・建 物賃貸借 契約書 (写し)	建築確認 済証・検 査済証 (写し)	障害福祉 サービス 事業等開 始(変更) 届出書	廃止・休 止・再開 届出書	障害福祉 サービス 事業等廃 止(休止) 届出書	口座振替 (送金)申 請書	
		様式 第2号	付表 1～14				参考 様式1		参考 様式2	参考 様式3	参考 様式4		参考 様式5	参考 様式6	参考 様式7	参考 様式8	参考 様式9	参考 様式10	参考 様式11	参考 様式12	参考 様式13	参考 様式14	参考 様式15	参考 様式16			千葉県 様式	様式 第3号	千葉県 様式	千葉県 様式	
1	事業所(施設)の名称	○	○			○																									
2	事業所(施設)の所在地 (設置の場所) ※電話・ FAX番号が変わった場合 は明記すること	○	○			○	○	○	○																○	△ (注6)					
3	申請者(設置者)の名称	○		○	○	○																					○				○
4	主たる事務所の所在地 ※電話・FAX番号が変わ った場合は明記すること	○		○	○																					○					○
5	代表者の氏名及び住所	○			○															○											○
6	定款・寄附行為等及びそ の登記簿の謄本又は条例 等(当該指定に係る事業 に関するものに限る。)	○		○	○																										
7	事業所(施設)の平面図及 び設備の概要	○					○	○	○	○																△ (注6)					
8	事業所(施設)の管理者の 氏名及び住所	○	○								○	△	△			○				○								△ (注4)			
9	事業所のサービス提供責 任者の氏名及び住所	○	○								○	○ (注2)			○	○												△ (注4)			
10	事業所のサービス管理責 任者の氏名及び住所	○	○								○	○ (注3)	○		○	○								△ (注3)				△ (注4)			
11	事業所の相談支援専門員 の氏名及び住所	○	○								○	○	○		○	○												△ (注4)			
12	主たる対象者	○	○			○												○													
13	運営規程(営業日時)	○	○			○						○			○																
14	運営規程(営業日時以外)	○	△			○																						△ (注5)			
15	介護給付費等の請求に関 する事項	○																													
16	事業所の種別(併設型・空 床型の別)	○	○			○	○	○	○	○					○	○					○										
17	併設型における利用定員 数又は空床型における当 該施設の入所者の定員	○	○			○	○	○	○	○					○	○															
18	協力医療機関の名称及び 診療科名並びに当該協力 医療機関との契約内容	○	○																		○										
19	知的障害者援護施設等と の連携体制及び支援の体 制の概要	○	○																			○									
20	当該申請に係る事業の開 始予定年月日	○																													
21	併設する施設がある場合 の当該併設施設の概要	○	○																												
22	同一敷地内にある入所施 設及び病院の概要	○	○																												
23	利用者(入所者)又はその 家族からの苦情を解決す るために講ずる措置の概 要	○	○														○														
24	給付費振込口座																														○
25	事業の廃止・休止																											○	○		
26	事業の再開																										○	○			

(注1) 上記以外の書類についても提出を求める場合がある。 (注2) ホームヘルパー2級の者を配置する場合及び行動支援を実施する場合は提出すること。 (注3) 経過措置により研修未受講の場合は、研修受講誓約書を提出すること。

(注4) 障害福祉サービス事業等開始(変更)届出書で届け出た「主な職員」が変更になった場合は提出すること。 (注5) 事業を行おうとする区域を変更した場合のみ提出すること。 (注6) 訪問系サービスを除く。

【変更届提出書類一覧(指定共同生活介護事業者・指定共同生活援助事業者用補足)】

〔凡例〕 ○:必須 △:条件に該当する場合のみ

別添5

No	提出書類 (様式番号) 変更事項	指定障害福祉サービス事業所 指定(更新)申請書	変更届出書	指定に係る記載事項	申請者(法人)の定款・寄附行為等	登記事項証明書(登記簿謄本)又は条例等	運営規程	平面図	外観及び内部の写真	居室面積等一覧表	設備・備品等一覧表	経歴書	資格証等(写し)	実務経験証明書	実務経験見込証明書	従業者等の勤務体制及び勤務形態一覧表	組織体制図	利用者(入所者)又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	指定障害福祉サービスの主たる対象者を特定する理由等	障害者自立支援法第36条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書	役員等名簿	協力医療機関との契約の内容(契約書)	施設等との連携体制及び支援の体制の概要	サービス提供時間外及び緊急時等における利用者からの連絡対応体制	研修受講誓約書	事業計画書・収支予算書・土地・建物賃貸借契約書(写し)	建築確認済証・検査済証(写し)	障害福祉サービス事業等開始(変更)届出書	廃止・休止・再開届出書	障害福祉サービス事業等廃止(休止)届出書	口座振替(送金)申請書	
		様式第1号	様式第2号	付表7				参考様式1		参考様式2	参考様式3	参考様式4		参考様式5	参考様式6	参考様式7	参考様式8	参考様式9	参考様式10	参考様式11	参考様式12	参考様式13	参考様式14	参考様式15	参考様式16				千葉市様式	様式第3号	千葉市様式	千葉市様式
1	共同生活介護・共同生活援助事業間における利用定員数の内訳変更(合計利用定員数は不変)		○	○			○									○	△											△				
2	共同生活住居の増加事業の利用定員数の増加		○	○			○	○	○	○	○					○	△									○	○	△				
3	共同生活介護又は共同生活援助の新事業開始	○	○	○	○	○	○	△	△	△	△					○	△	△								○		○				

(注1) 上記以外の書類についても提出を求める場合がある。

【変更届提出書類一覧(登録地域生活支援給付サービス事業者)】

〔凡例〕 ○:必須 △:条件に該当する場合のみ

別添6

No	提出書類 (様式番号) 変更事項	変更届出書	登録に係る記載事項	申請者 (法人)の 定款・寄 附行為等	登記事項 証明書 (登記簿 謄本)又 は条例等	運営規程	平面図	外観及び 内部の写真	居室面積 等一覧表	設備・備 品等一覧 表	管理者経 歴書	サービス 提供責任 者経歴書	資格証等 (写し)	従業者等 の勤務体 制及び勤 務形態一 覧表	組織体制 図	利用者又 はその家 族からの 苦情を解 決するた めに講ず る措置の 概要	主たる対 象者を特 定する理 由等	土地・建 物賃貸借 契約書 (写し)	建築確認 済証・検 査済証 (写し)	障害福祉 サービス 事業等開 始(変更) 届出書	廃止・休 止・再開 届出書	障害福祉 サービス 事業等廃 止(休止) 届出書	口座振替 (送金)申 請書
		様式 第3号	付表 1～5				参考 様式1		参考 様式2	参考 様式3	参考 様式4	参考 様式5		参考 様式6	参考 様式7	参考 様式8	参考 様式9			千葉市 様式	様式 第4号	千葉市 様式	千葉市 様式
1	事業所(施設)の名称	○	○			○																	
2	事業所(施設)の所在地 (設置の場所) ※電話・ FAX番号が変わった場合 は明記すること	○	○			○	△ (注2・3・4)	△ (注2・3・4)	△ (注3・4)	△ (注2・3・4)								△ (注2・3・4)	△ (注8)				
3	申請者(設置者)の名称	○		○	○	○														△ (注5)			○
4	主たる事務所の所在地 ※電話・FAX番号が変 わった場合は明記するこ と	○		○	○															△ (注5)			○
5	代表者の氏名及び住所	○			○																		○
6	定款・寄附行為等及びそ の登記簿の謄本又は条 例等(当該登録に係る事 業に関するものに限る。)	○		○	○																		
7	事業所(施設)の平面図 及び設備の概要	○					△ (注2・3・4)	△ (注2・3・4)	△ (注3・4)	△ (注2・3・4)									△ (注8)				
8	事業所(施設)の管理者 の氏名及び住所	○	○								△ (注2・3・4)		△		△ (注2・3・4)					△ (注5・6)			
9	事業所のサービス提供責 任者の氏名及び住所	○	○									△ (注2)	○	○	△ (注2・3・4)					△ (注5・6)			
10	主たる対象者	○	○			○											○						
11	運営規程(営業日時)	○	○			○							○	○									
12	運営規程(営業日時以 外)	○	△			○														△ (注5・7)			
13	利用者(入所者)又はそ の家族からの苦情を解決 するために講ずる措置の 概要	○	○													△ (注2・3・4)							
14	給付費振込口座																						○
15	事業の廃止・休止																				○	△ (注5)	
16	事業の再開																			△ (注5)	○		

(注1) 上記以外の書類についても提出を求める場合がある。 (注2) 指定居宅介護事業者又は基準該当居宅介護事業者については、移動支援又は生活サポートにおける本書類の提出不要。

(注3) 指定短期入所事業者については、日中一時支援(日中預かり型)における本書類の提出不要。

(注4) 指定短期入所事業者、指定児童デイサービス事業者又は基準該当児童デイサービス事業者については、日中一時支援(放課後対策型)における本書類の提出不要。

(注5) 移動支援事業を行っている場合のみ提出すること。 (注6) 障害福祉サービス事業等開始(変更)届出書で届け出た「主な職員」が変更になった場合は提出すること。 (注7) 事業を行おうとする区域を変更した場合のみ提出すること。

(注8) 訪問系サービスを除く。